

子どもと親の育ちを地域全体であたたかく支えるまち千代田

子育て、親育ち、まち育ち

平成22年4月から平成27年3月



千代田区次世代育成支援後期行動計画



目次

次世代育成支援後期行動計画とは？ 2
 計画の基本的な6つの視点 4

目標1 子どもがのびのびと健やかに育つよう、支援します 6

- 1 乳幼児期から心と体の健康づくりを進めます 6
- 2 虐待や犯罪から子どもを守ります 6
- 3 個別のニーズのある子どもを支援します 7

目標2 子育てに喜びとゆとりをもてるよう、 親と家庭を支援します 8

- 1 親としての成長を支援します 8
- 2 虐待等、重い育児困難現象に対応します 8
- 3 子育てにゆとりをもてるようにします 8
- 4 子育てと社会参加の両立を支援します 9
- 5 多様な家族形態への支援を行います 9

目標3 安心して子育てできるまちをつくります 10

- 1 子育て環境を整備します 10
- 2 子どもの居場所づくりを推進します 10
- 参考：データで見る千代田区 11

目標4 子どもの成長に応じた経験や学びの場をつくります 12

- 1 子どもの生きる力を育成します 12
- 2 地域の育児力を育成します 12
- 参考：データで見る千代田区 13

目標5 区民・企業・行政が一体となって 子育て支援に取り組みます 14

- 1 働き方や固定的な男女の役割分担を変える取り組みを行います 14
- 2 サービスのあり方を検討し、さらに、サービスの質を向上させます 14
- 3 情報を届け、共有できるシステムを充実させます 14
- 4 区民と行政が協働し、行動計画推進体制を整備します 15

目標事業量 16
 相談窓口 17

次世代育成支援後期行動計画とは？

計画の位置づけ

国は、次世代育成支援の取り組みを強力に推進するために、平成 15 年 7 月に 10 年間の時限立法である「次世代育成支援対策推進法」を定め、全国の自治体に次世代育成支援のための行動計画の策定を義務づけるとともに、従業員数が 300 人（平成 23 年 4 月からは 100 人）を超える事業所に対しても同様の行動計画の策定を求めています。

この千代田区次世代育成支援行動計画は、同法第 8 条第 1 項に基づく千代田区の行動計画であり、5 年を 1 期として定めた前期の行動計画の実施状況等を踏まえて策定した後期の行動計画です。

目的

我が国における急速な少子化の進行ならびに家庭や地域を取り巻く環境の変化は著しく、次世代育成支援対策は重要な課題となっています。

そこでこの計画は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的に策定しました。

計画期間

平成 22 年 4 月から平成 27 年 3 月

基本理念

子どもと親の育ちを地域全体であたたかく支えるまち—千代田

計画の基本的な 6 つの視点

様々な違いや垣根を乗り越えて、お互いが理解し、認め合い、そして尊重し合う「共生」の理念のもと、家庭・学校・園・地域等がともに一体となって子どもたちを育て、また、自らも育てていく、いわば「共育」を実践するため、次の6点を基本的な視点として計画を策定しました。なお、これらの視点は、今後、千代田区における次世代育成支援施策を展開していくうえでの指針ともしていきます。

1 多様なライフスタイルを認めあう

結婚や出産・子育てについて、どのようなスタイルを選ぶかは個人の裁量の問題です。産む自由、産まない自由を尊重し、さらに不妊等の理由から産めない事情を十分理解したうえで、産みたい人が安心して子どもを産み、子育てに喜びを見いだせる体制を築くことが必要です。

2 子どもの幸せを第一に子育てを支援する

子どもは日々の生活の中で、子どもなりに社会の一員として自らの人生を歩み、生きる目的に向かって自ら取り組んでいく力を発揮できます。子どもの「自ら育つ力」を大切に、大人は子どもが安心して健やかに育つ権利を保障する必要があります。

3 親育ちを支援し、家庭の教育力を高める

初めから子育ての力を備えた親はいません。子育ては女性だけではなく、父親も育児にかかわれるような支援も視野におき、親としての心構えや知識を身につけ主体的に育児にかかわれるようになるための「親育ち支援」に力を注ぐことが必要です。子育て能力は広い意味で人間関係能力です。自らの存在のかけがえのなさを知るとともに他者の存在を尊重する心を育てることが重要です。生命の大切さ、自らの性と異性への関心と思いやりを育み、他者と生きる意味について学ぶ機会の充実が必要です。

4 働き方の見直しは企業の社会的責任である

子育てをしやすい雇用環境を整えることは企業の社会的責任です。企業にとっても人材確保の点などからも重要な経営課題です。千代田区には日本有数の企業が集中しています。千代田区の企業の取り組みは、全国への波及効果も大きく、企業への働きかけは千代田区の責務ともいえます。

5 地域の育児力を回復するとともに、地域のきずなを強める

親や家族の愛情は子どもの成長発達にとって基本となるものであり、子どもにとって親が安全基地として果たす役割は重要です。同時に子どもは親や家族以外の多くの人々によって見守られ育っています。親と社会が共に手を携えて「子育て」を支える意識が大切です。「子育て」「親育ち」への支援は、社会のすべての人々に課せられた責務としてとらえて、地域の人たちがよき支援者になれるよう、支援力を養成するしくみも必要です。

6 子育て支援サービスのあり方と区民の主体的な取り組み

個々の家庭や親が直面している課題を見つめ、最も適したサービスを選択できる多様なメニューを用意する必要があります。しかしながら、親のニーズを充たすことが子どもの最善の利益につながるようバランスを図ることが重要です。同時に親と子のすべてのニーズにこたえることが、本当に「子育て」「親育ち」の観点から有用で弊害を生むことにならないかについても常に検討し、誤解を恐れずに言えば「取ってしない支援」が結果的に親を育て子どもたちの育つ力をはぐくむ場合があります。また公平性の観点から、利用者負担のあり方についても検討する必要があります。そして行政と区民、民間が果たすべき役割の違いを明らかにし、適正な役割を考えることが必要です。

計画を実現するために、5つの目標を立てています

目標1 子どもがのびのびと健やかに育つよう、支援します

1 乳幼児期から心と体の健康づくりを進めます

子どもが健やかに生まれ、はぐくまれるよう、発達に応じた心と体の健康づくりを推進し、妊娠中および周産期の母子の健康を守るための健診等も実施します。

- 乳児家庭訪問指導
- 親子学級
- 妊婦健康診査
- 平日準夜間初期小児救急医療<新規>
- はしかゼロ作戦<新規>
- アレルギー健康診査<新規>
- 子どもの感染症予防<新規>

2 虐待や犯罪から子どもを守ります

子どもを虐待や犯罪から守ります。人として生きる権利を尊重する心をはぐくみます。

- 要保護児童対策地域協議会
- 子どもと家庭にかかわる相談事業
- 乳児家庭訪問指導<再掲>
- 子どもへの暴力防止講習会
- セーフティ教室
- 安全・安心メール<新規>
- 連絡網メール配信システム<新規>
- 親子で学ぶ「情報モラル」<新規>
- いじめ対策<新規>
- コンピュータ活用による情報教育<新規>

3 個別のニーズのある子どもを支援します

療育事業の充実や発達障害のある子どもへの支援等に取り組みます。また学校における特別支援教育を推進します。

- 発達支援相談
- 特別支援学級<新規>
- 特別支援教育<新規>
- 発達障害等相談・療育経費助成<新規>



※<新規>とは前期行動計画に計画されておらず、後期行動計画から計画された事業です。
<再掲>とは当該項目以前に掲載されている事業です。

目標 2 子育てに喜びとゆとりを持てるよう、親と家庭を支援します

1 親としての成長を支援します

子育ての悩みや不安を気軽に相談できる体制を整備するとともに、親として必要な態度や知識を学ぶ機会もさらに充実していきます。

- 乳児家庭訪問指導<再掲>
- 子育てひろば事業
- 親子学級<再掲>
- 家庭教育学級
- 子育て支援講座
- 子どもと家庭にかかわる相談事業<再掲>
- チャイルド・ケア・プランナー事業<新規>
- 親子で学ぶ「情報モラル」<新規・再掲>

2 虐待等、重い育児困難現象に対応します

虐待を受けた子どもを救出し、その後の心身の回復を図る支援を実施するとともに、関係機関の連携を強化して支援者の専門性の向上も図ります。

- 要保護児童対策地域協議会<再掲>
- 子どもと家庭にかかわる相談事業<再掲>

3 子育てにゆとりをもてるようにします

経済的な支援を行うとともに、地域の人材を活用した子育ての相互支援活動や一時（いつとき）預かり保育などを充実させます。

- 次世代育成手当
- ファミリー・サポート・センター事業
- 一時（いつとき）預かり保育
- 訪問型一時預かり保育事業<新規>
- 緊急一時保育等家事援助<新規>
- 育児支援ヘルパー事業<新規>

4 子育てと社会参加の両立を支援します

子育てと仕事のバランスが保てるような保育サービスと雇用環境の整備が不可欠です。親の働き方に応じた多様なニーズにこたえられる保育体制の整備を進めます。

- こども園
- 保育園待機児童ゼロの堅持と保育サービスの向上
- 延長保育・休日保育
- ファミリー・サポート・センター事業<再掲>
- 一時（いつとき）預かり保育<再掲>
- 訪問型一時預かり保育事業<新規・再掲>
- 病児保育<新規>
- 病後児保育
- ショートステイ（短期入所生活援助）
- トワイライトステイ（夜間養護等）
- 学童クラブ事業運営<新規>
- 学校施設等を活用した民間学童クラブ事業等（学校内学童クラブ）
- 児童センター・児童館事業運営<新規>
- 児童館的機能の整備
- 次世代育成支援行動計画策定奨励金
- 子育て支援への取り組み企業に対する区の契約制度での優遇措置
- 中小企業従業員仕事と育児支援助成事業
- 育児・介護休業者職場復帰支援事業
- スポット延長保育<新規>
- 年末保育<新規>

5 多様な家族形態への支援を行います

多様な家族形態へ支援を実施していきます。

- 居住安定支援家賃助成
- チャレンジ支援貸付事業<新規>